

令和6年度診療報酬改定について
～財務省財政制度等審議会「秋の建議」を受けて～

定例記者会見

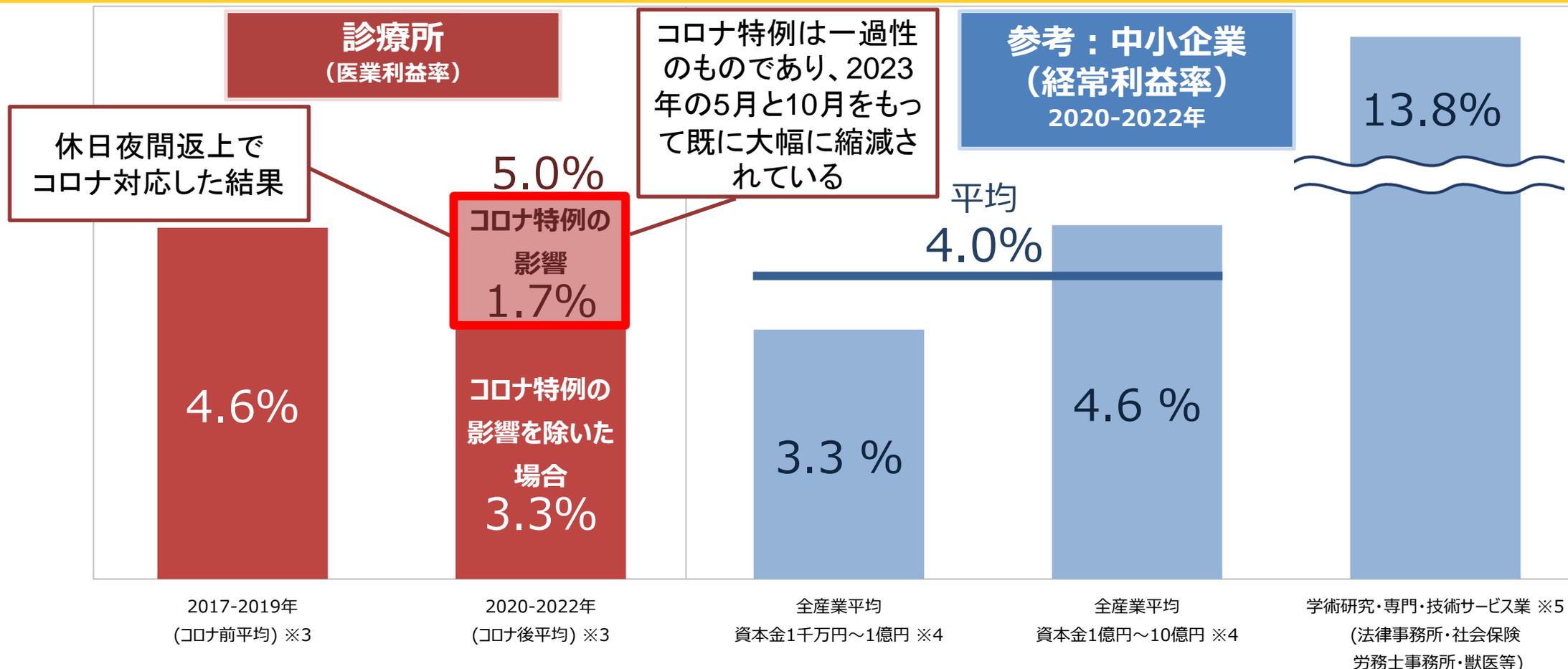
令和5年11月22日
公益社団法人 日本医師会

診療所の医業利益率

日本医師会の主張

財政審建議では「診療所の報酬単価については、経常利益率が全産業やサービス産業（経常利益率3.1～3.4%）と比較して同程度となるよう、5.5%程度引き下げる※1」とされたが、診療報酬による対応は医業利益率※2でみる必要がある。既に診療所の医業利益率はコロナ特例の影響を除くと3.3パーセント程度であり、引き下げの余地は全くない。中小企業の全産業平均より低く、学術研究・専門・技術サービス業の13.8%よりかなり低い。コロナ特例の影響1.7%は、医療従事者がコロナ禍という有事において休日夜間返上で対応した結果である。コロナ特例は一過性のものであり、2023年の5月と10月をもって既に大幅に縮減されている。

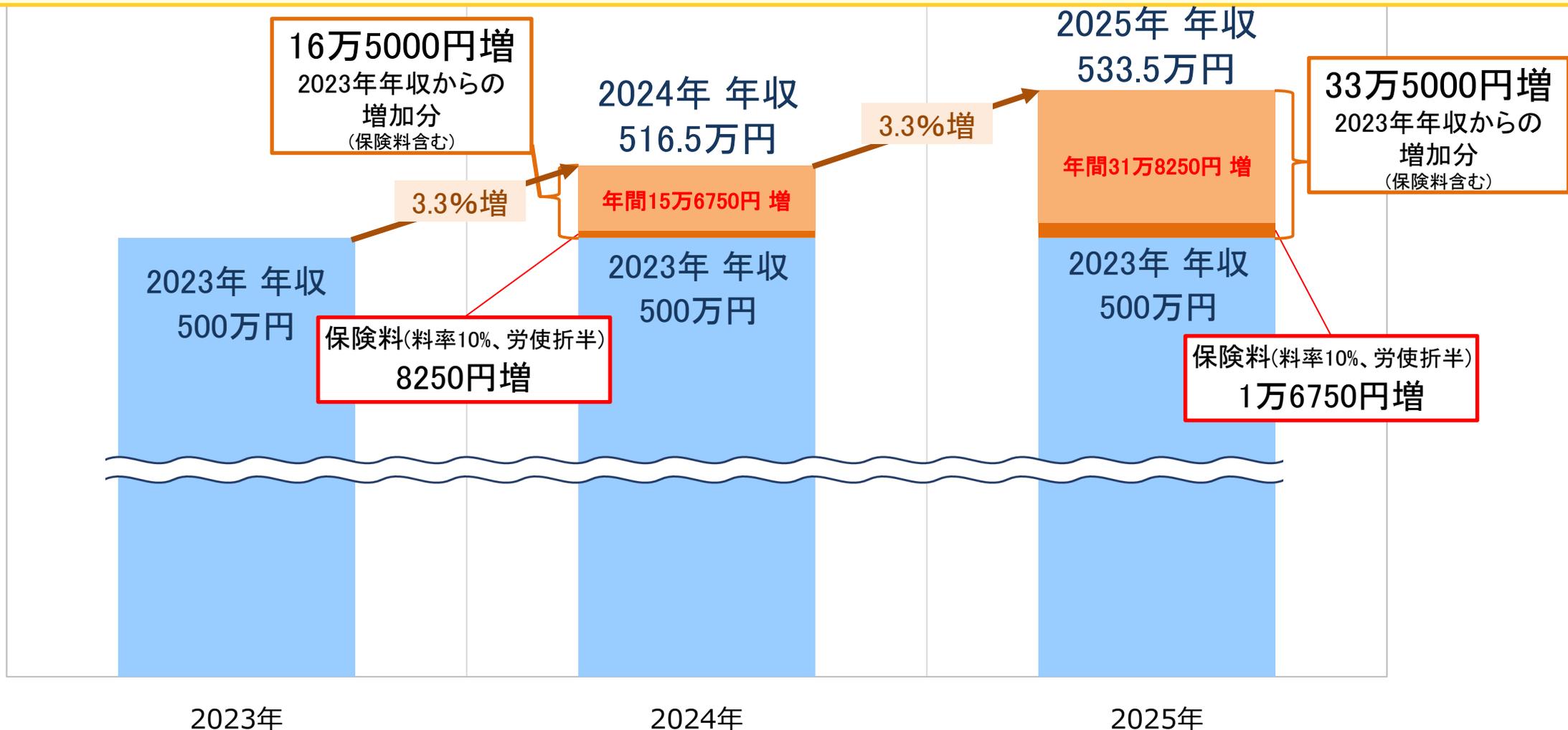
頑張ったところから召し上げるのは、通常の医療とコロナ対応で頑張った医療従事者の「心が折れる」建議であり、大変遺憾である。



(出所) ※1 財務省 財政制度等審議会 財政制度等分科会「令和6年度予算の編成等に関する建議」(概要)より抜粋
【委員提出資料】猪口委員提出資料)を基に作成 ※2 経常利益率は一過性のものである補助金等が含まれている ※3 厚生労働省「第170回社会保障審議会医療保険部会」
※4 財務省「法人企業統計調査(令和4年度)」を基に作成 ※5 経済産業省「令和4年中小企業実態基本調査(確報)」(2022年の結果は集計のため2020-2021年の平均値)を基に作成

現役世代の手取りの上昇

財政審の建議では、「診療所の報酬単価の引き下げにより、年収500万円の者の保険料負担が年間5千円相当軽減される」といった主張をしている*1が、約3.3%*2の賃上げが引き続き実施されれば、保険料も増えるが、保険料を除いた収入はそれ以上に増える。年収500万円の者の場合、2年後の保険料は1万6750円増える(この中に労使合計5千円のうちの2500円も十分含まれる)が、保険料を除く収入は年間31万8250円増える。



*1 「診療所の報酬単価については、上記のように国民負担を極力抑制する観点から、診療所の経常利益率(8.8%)が全産業やサービス産業平均の経常利益率(3.1~3.4%)と同程度となるよう、5.5%程度引き下げるべきである。これにより、保険料負担は年間2,400億円程度(現役世代の保険料率(労使合計)では▲0.1%相当。年収500万円の者の場合年間5千円相当)軽減される。」(財政制度等審議会「令和6年度予算の編成等に関する建議」(令和5年11月20日)19頁)

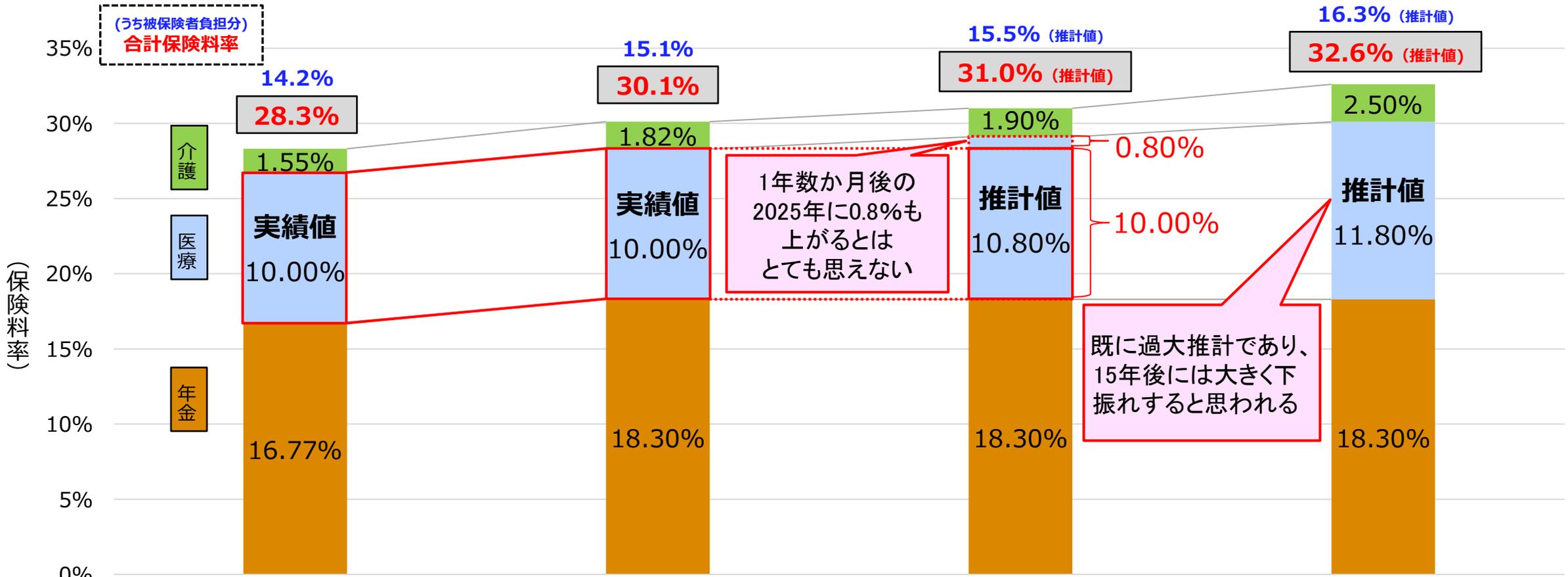
*2 令和5年人事院勧告

協会けんぽの保険料率

財政審の資料では「医療介護の保険料率上昇を抑制する取組みを強化しないと、足下の構造的賃上げ等の動きを阻害する」と主張しているが、岸田政権が掲げる「コストカット型経済からの完全脱却」では、現役世代の手取りも増やしなが、それに伴って現在の料率のまま保険料収入も増え、社会保障は其中で十分行うことができている。

「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」では、2025年度の協会けんぽの保険料率は10.8%に上がるとされているが、ここ数年間のコロナ禍があった中でも、協会けんぽの保険料率は2012年から10.0%のままであり、推計値は過大予測になっている。

デフレ下のコストカット型経済を踏襲し、国民に過度な不安を煽るべきではない。



(出所) 財務省 財政制度等審議会「令和6年度予算の編成等に関する建議」(参考資料)(2)(2023年11月20日)資料Ⅱ-1-12<https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20231120/04.pdf>
 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(平成30年5月21日)<<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000207399.pdf>>